

## 後援名義使用承認に関する手続きについて

- 1 大阪府の住宅及びまちづくり施策の推進に寄与する事業について、大阪府後援名義の使用承認を受けようとする場合は、事業実施日の1ヶ月前までに次に掲げる書類を提出してください。
  - (1) 大阪府後援名義使用承認申請書（様式1）
  - (2) 主催団体の概要（沿革、組織、活動実績等を明らかにする書類）（様式1-2）
  - (3) 事業計画書、開催要項、企画書、プログラム、チラシ（原稿）等事業の内容を明らかにする書類
  - (4) 収支予算書
  - (5) 規則、会則、定款、寄付行為、規約等
  - (6) 役員名簿（役員の氏名、ふりがな、生年月日、住所、役職を明記したもの）
  
- 2 審査の結果、申請のあった事業が承認の要件に適合すると認められる場合、後援名義の使用を承認します。
  
- 3 承認を受けた事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ後援名義使用承認事業の変更申請書（様式2）を提出し、承認を得てください。
  
- 4 承認を受けた事業が承認の要件に適合しなくなり、又は承認に附した条件に違反した場合は、当該承認の取消し又は以後承認しないことがあります。
  
- 5 事業終了後1か月以内に、次の書類を提出し実施状況、収支等について報告してください。
  - (1) 大阪府後援名義使用承認事業報告書（様式3）
  - (2) 実施に際して配布し又は掲示した要項、プログラム、ポスター等行った事業の内容を明らかにする書類
  - (3) 収支決算書